



## 3 動物の適正な取扱いについて

### ① 動物を飼おうとする者の守ること

- ・動物の種類・習性、周辺環境や万一逃げた場合の生態系への影響などについて考慮し、適正な飼養ができるか慎重に判断すること。
- ・**適正な終生飼養ができない場合は、飼わないこと。**→(解説2)へ

### ② 飼い主の守るべきルール

- ・**適切なえさ、水を与え、動物の健康を保持すること。**
- ・飼養施設の内外を常に**清潔**にし、周辺住民に迷惑をかけないこと。
- ・動物が逃亡した際はすぐに探し、収容すること。
- ・災害時には、人の安全確保を妨げない範囲で**同行避難に努める**こと。
- ・犬には適切なしつけを行い、散歩時の**ふんの回収**をすること。
- ・**猫は屋内飼養するよう努め**、猫の健康・安全及び周囲の生活環境を保持すること。→(解説3)へ



### ③ 動物による侵害防止に関する事

- ・犬は、適切な方法で、**囲いの中に抑留するか、固定されたものにつないでおく**こと。
- ・特定動物(※)が逃亡した場合は、直ちに保健所に通報すること。
- ・特定動物や犬が人に害を加えた時は、ただちに被害者を救護し、新たな侵害を防止すること。

(※)特定動物：ニホンザル、イヌワシ、ワニガメなど、政令で定める人等に危害を加える可能性がある動物のこと

### (解説2)飼う「前」に考えましょう

飼い主は可愛がっているつもりでも、正しい飼い方を理解し、実践できていなければ、近所に迷惑をかけたり、人に危害を加えたりすることもあり、動物にとっても人間にとっても不幸なことになります。ペットを飼うのは、家族が一人増えるのと同じです。動物が死ぬまでの長い年月を、命に対する愛情と責任を持って、最後まで飼うことができるだけの知識、時間、金銭的余裕はありますか？

※適正飼養された場合の一般的な寿命

※犬や猫：15年



※ワニガメ：100年



※大型のオウム：50年

### (解説3)外にいる猫は自由で幸せ？

屋外は、交通事故、感染症、けんかによるけがなど、猫にとって危険がいっぱいです。

また、地域住民にふん尿や鳴き声で迷惑をかけたり、飼い主の知らないところで繁殖してしまうこともあり、県内でも多くの苦情・トラブル事例が報告されてます。

(猫に関する苦情2,804件、所有者不明子猫の引取り2,369頭／平成25年度千葉県統計)※政令市、中核市を除く。現在外に出ている猫であっても、家に上下運動ができる器具(キャットタワーなど)や、隠れてリラックスできる場所を用意し、屋内が快適に過ごせる場所であることを根気よく教えましょう。